

第6次しずおか食の安全推進のためのアクションプランの概要

1 概要

策定の趣旨

「県民への安全で安心できる食品の提供」を目的に、生産から流通、消費に関わる関係部局（5部局16課）が全庁的に連携し、県民の意見を施策に反映しながら、食の安全・安心を総合的に確保するため策定する。

位置づけ

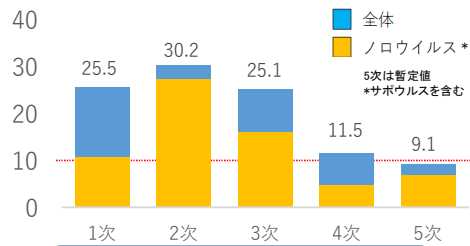
県総合計画の分野別計画

計画期間

令和8年度～令和10年度(2026～2028)の3年間

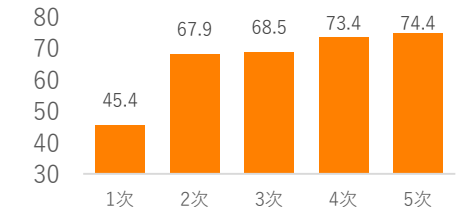
2 成果

【目標】
人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数10人以下



毎次着実に低下

【目標】
食の安全に対する県民の信頼度80%以上



信頼度はH30から8年連続70%以上

4 課題への対応

生産段階において農場等を国際水準のGAPへ引き上げる支援

製造・加工、調理、流通・消費の各段階において、監視指導により、事業者自らが検証に取り組みHACCPの精度向上を図るよう助言・指導

多発するノロウイルス食中毒対策として、正しい手洗い等に関する指導

新しい営業形態における食品の取扱いや安全な持ち帰り、調理能力に応じた食品の受注についての啓発

多くの県民に関心を向けってもらうため、HP等を活用した積極的な情報発信と裾野拡大

県内の農業生産、食品製造における持続可能な食の環境づくり

3 課題

◎農林水産業の国際水準GAPへの引き上げ

◎HACCPの精度向上

◎コロナ禍後、ノロウイルス食中毒の増加

◎テイクアウト・デリバリー等新たな営業形態の広がり

◎キッチンカーや露店によるフードイベントの増加

◎調理能力を大幅に超えた受注を原因とした食中毒の発生

◎食の安全に関心のない県民が約20%存在

◎SDGsへの関心の高まり

5 施策体系

【具体的施策】

【分野別施策】

(1) 生産者におけるGAP導入への支援 (2) 農薬の適正な使用と販売の指導 (3) 動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導 (4) 家畜伝染性疾病対策の推進	1 生産段階における衛生管理指導の充実強化
(1) 食品の製造・加工施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 (2) と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 (3) 製造所における食品添加物等の適正な使用についての指導の徹底 (4) 食物アレルギー対策の推進 (5) と畜検査・食鳥検査の徹底 (6) 食肉の安全性確保の推進	2 製造・加工段階における監視指導の充実強化
(1) 調理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 (2) 調理施設に対する食中毒防止対策指導 (3) 学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施 (4) 大量調理施設、ホテル・旅館等の監視指導の徹底 (5) 食物アレルギー対策の推進	3 調理段階における食中毒防止対策等の充実強化
(1) 卸売市場等におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 (2) 食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施 (3) 流通段階における違反・不良食品の排除 (4) 輸入食品の監視・検査の実施 (5) 健康食品の安全対策の推進	4 流通・消費段階における監視指導の充実強化
(1) 食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援	5 自主管理体制推進の支援
(1) 関係機関等との連携体制の強化 (2) 食品による健康被害発生時の調査・原因究明 (3) 試験検査・調査研究体制の充実	6 食品に係る危機管理体制の充実
(1) 消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保 (2) 食の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進	1 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進
(1) 迅速でわかりやすい情報の提供 (2) 食品安全検査結果の公表 (3) デジタル技術を活用した情報の発信 (4) 食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起	2 食の安全・安心に関する情報発信の充実強化
(1) 静岡県食育推進計画に基づく食育の推進 (2) 食の安全に関する知識の普及や啓発	3 消費者の正しい知識習得への支援
(1) 食品の正しい表示についての指導・啓発 (2) 遺伝子組換え食品の表示適正化の推進 (3) 適正な食物アレルギー表示の推進	4 適正表示の推進
(1) 県産食品の安全性に関する情報の発信 (2) トレーサビリティシステムの推進 (3) 環境に配慮した生産体制の導入・定着 (4) 食品関連事業者の食の安全・安心等に関する知識習得への支援	5 県産食品の信頼確保
(1) 食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応 (2) 事業者への危機管理対応の啓発・助言	6 食品に係る危機管理対応の充実

方向性

目標

目的

柱1

生産から流通・消費における食品の安全確保

人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数10人以下

柱2

消費者の食に対する信頼確保

食の安全に対する県民の信頼度80%以上

県民への安全で安心できる食品の提供